

奈良工業高等専門学校広報室内規

平成26年11月13日制定

平成28年 3月10日改正

(設置)

第1条 奈良工業高等専門学校広報委員会規程第6条の規定に基づき広報室に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 広報室は、奈良工業高等専門学校（以下「本校」という。）の広報活動を推進することで、教育、研究、地域貢献等を学内外に広く公開するとともに、本校の認知度向上を図ることを目的とする。

(業務)

第3条 広報室は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 広報委員会で策定された広報戦略の実施に関すること
- 二 本校における広報の企画、立案及び実施に関すること
- 三 公式ホームページの制作、管理及び運用に関すること
- 四 広報誌等（入試関係ポスター等の印刷物含む）の編集及び発行に関すること
- 五 公開講座、出前授業等の連携調整に関すること
- 六 学生課入試係、教務委員会所轄の入試広報の支援に関すること
- 七 広報に係る学内関係部署及び外部機関等との連絡調整及び連携に関すること
- 八 広報活動の充実及び情報共有化を図るための情報収集に関すること
- 九 その他広報活動に関すること

(組織)

第4条 広報室の室員は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 広報室長
 - 二 広報室長補佐 2名
 - 三 教務主事補（入試担当） 1名
 - 四 学生主事補 1名
 - 五 寮務主事補 1名
 - 六 副専攻科長 1名
 - 七 事務部各課・室から選出された職員 各1名
 - 八 技術支援室から選出された職員 1名
 - 九 広報デザイナー等、その他校長が必要と認めた者
- 2 室長補佐は、専任教員の中から校長が指名する。
 - 3 室長補佐の任期は1年とし、再任を妨げない。

- 4 第1項第七号から第九号の室員の任期は1年とし、再任を妨げない。
- 5 第1項の室員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(室長・室長補佐)

第5条 室長は、広報室の業務を統括する。

- 2 室長は、会議を招集し、その議長となる。
- 3 室長補佐は、室長を補佐し、室長に事故があるときはその職務を代行する。

(事務)

第6条 広報室に関する事務は総務課で行う。

附 則

この内規は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成28年4月1日から施行する。